

# 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あいむ(以下「法人」という。)役員(常勤役員を除く)の報酬・実費弁償等について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事(常勤理事を除く)及び監事をいう。

## (理事会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (理事の報酬)

第4条 理事が、理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

## (役員報酬総額)

第6条 役員(常勤役員を除く)に対して支給する報酬は、各年度の総額が110万円を超えないものとする。

## (出張旅費)

第7条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

項 目	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000 円	5,000 円

別表2

項 目	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	10,000 円	5,000 円
監事監査指導報酬等	15,000 円	5,000 円

別表3

項 目	報酬 (1 日)	旅 費
報酬及び旅費	20,000 円	10,000 円